

1-32. 那覇市議会政務活動費の交付に関する規程

平成 13 年 4 月 1 日
議 会 訓 令 第 1 号

改正 平成 25 年 2 月 28 日 議会訓令第 1 号
平成 26 年 3 月 27 日 議会訓令第 2 号
平成 28 年 4 月 1 日 議会訓令第 3 号
平成 29 年 6 月 1 日 議会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年那覇市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 12 条に基づき政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする交付会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第 1 号様式及び第 2 号様式)を提出しなければならない。また申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(第 3 号様式及び第 4 号様式)を提出しなければならない。

2 交付会派が、政務活動費の交付申請後交付前に解散したときは、当該交付会派による申請は、交付議員による申請とみなす。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第 5 号様式)を提出しなければならない。

4 交付会派が解散したときは、当該交付会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して交付会派解散届(第 6 号様式)を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった交付会派及び議員について交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、当該交付会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書(第 7 号様式)により通知するものとする。交付会派より変更申請があった場合についても、同様とする。

(交付請求)

第 4 条 交付会派の代表者及び交付議員は、交付日の 14 日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(交付会派にあっては第 8 号様式、交付議員にあっては第 9 号様式)を提出するものとする。

(所属議員の異動)

第 5 条 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派が異動時において交付会派が既に支出し、又は支出すべき政務活動費の中に、当該議員相当分として支出し、又は支出すべき政務活動費があるときは、当該議員相当分の政務活動費は、異動後の交付会派又は議員の政務活動費とみなすことができる。

2 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派に交付された政務活動費の中に当該議員相当分として支出すべき政務活動費があるときは、当該交付会派が異動後において議員へ当該議員相当分として支出した政務活動費は、当該交付会派の政務活動費とみなすことができる。

(収支報告書の添付書類及び写しの送付)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項の規定による収支報告書(交付会派にあっては第 10 号様式及び第 11 号様式、交付議員にあっては第 12 号様式及び第 13 号様式)の提出にあたっては、当該支出に係る領収書等証拠書類を添付しなければならない。

2 議長は、条例第 8 条第 1 項の規定による収支報告書及び前項の規定により提出された領収書等証拠書類の写しを添えて市長に送付するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第 7 条 交付会派の経理責任者及び交付議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告の対象期間の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

付 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 2 月 28 日議会訓令第 1 号)～

付 則(平成 28 年 4 月 1 日議会訓令第 3 号) [略]

付 則(平成 29 年 6 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成 29 年那覇市条例第 14 号)の施行の日(平成 29 年 6 月 6 日)から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

		議長決裁欄		
年 月 日 那覇市長 様 (那覇市議会議長経由) 会派名 代表者名 印 政務活動費交付申請書 那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。 記 1 交付会派の名称 2 交付会派結成年月日 年 月 日 3 代表者名 4 経理責任者名 5 所属議員数 人 (年 月 4 日現在) 6 交付申請額 (年度 月分) 円				

第 2 号様式(第 2 条関係)

所 属 議 員 氏 名

氏 名	印	氏 名	印

第 3 号様式(第 2 条関係)

議長決裁欄

年 月 日

那覇市長 様
(那覇市議会議長経由)

会派名

代表者名

政務活動費交付変更申請書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 名			年 月 日
所 属 議 員 数	人	円	年 月 日
交 付 申 請 額 (年 度 月 分)	人	円	年 月 日

第 4 号様式(第 2 条関係)

所 属 議 員 氏 名

氏 名	印	氏 名	印

第 5 号様式(第 2 条関係)

		議長決裁欄			
年 月 日					
那覇市長 様 (那覇市議会議長経由)					
議員名				印	
政務活動費交付申請書					
那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第3項の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。					
記					
交付申請額(年度 月分) 円					

第 6 号様式(第 2 条関係)

		議長決裁欄			
年 月 日 那覇市長 様 (那覇市議会議長経由) 会派名 代表者名 印 交付会派解散届 那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第4項の規定により、下記のとおり届けます。 記 1 解散交付会派の名称 2 交付会派の解散年月日 年 月 日					

文 書 番 号
年 月 日

様

那覇市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第 3 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 円
(月分)

年 月 日

那覇市長 様

会派名
代表者名

政務活動費交付請求書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 人

第 9 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

那覇市長 様

議員名 印

政務活動費交付請求書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

但し、 年 月分～ 月分

年 月 日

那覇市議会議長
様

会派名
経理責任者名 印

年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、
別紙のとおり年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

年 月分～ 年 月分

第 11 号様式(第 6 条関係)

年度政務活動費収支報告書

会派名 _____

1 収入

政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残額 _____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

那覇市議会議長
様

議員名

年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

年 月分～ 年 月分

第 13 号様式(第 6 条関係)

年度政務活動費収支報告書

議員名 _____

1 収入

政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残額 _____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。